

地区計画の届出内容を変更する場合の手続きについて

地区計画の届出後に設計又は施行方法の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です（都市計画法第58条の2第2項、都市計画法施行規則第43条の10及び第43条の11）。

● 変更内容と手続きについて

変更内容	手続き	備考
■ 設計又は施行方法の変更	変更届の提出が必要です （変更部分が地区整備計画の内容に該当するかどうかに関わらず、届出が必要となります）	別記様式第11の2（地区計画の区域内における行為の届出書）で用途が変更となる場合は、ご相談ください

● 変更届に必要なもの（届出書は、正副で2部提出してください）

- 地区計画の区域内における行為の変更届出書（新宿区 景観と地区計画課のホームページからダウンロードできます）
- 委任状（変更届の提出を代理人が行う場合）
- 変更概要
- 添付図書（当初の提出図面と同じ種類のもの。変更があった図面については、従前と従後の図面を添付し、変更箇所を明記してください）

● 変更届の提出時期

変更部分に係る工事着手の30日前まで

※届出内容に変更が生じる場合は、事前に景観と地区計画課までご相談ください。

○地区計画の内容・届出に関するお問い合わせ

新宿区 都市計画部 景観と地区計画課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 ☎03-5273-3843（直通）

新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>